

## 「あおり運転」に対する厳罰化と更なる対策の強化を求める 意見書

令和元年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」を始めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、厳正な取締りに取り組んでいるが、「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育の更なる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、国民の命を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、今や社会問題化している悪質で危険な「あおり運転」の根絶に向けた対策を強化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月17日

寝屋川市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣